

佛教大学同窓会奨励賞授与取扱要綱

〔目的〕 この取扱要綱は、佛教大学同窓会（以下「同窓会」という）会則第3条第3号に基づき、本会会員に対し、社会・文化・学術・スポーツ等の活動により、佛教大学及び佛教大学同窓会の名を広く社会に知らしめた功績を称えるために「同窓会奨励賞」を授与することを目的とする。

〔対象〕 同窓会会員

〔表彰〕 表彰は、会員から推薦または申請のあった個人に対し、選考の結果、表彰状並びに奨励金を授与する。

〔表彰の種類〕 表彰の種類は、次の通りとする。

1. 最優秀奨励賞 5万円

（スポーツの分野）

- ・スポーツの活動においては、全国レベルでの活躍、入賞等の成績を基準とする。
- ・スポーツの活動においては、功績がマスコミ（TV・新聞等）に広く取り上げられた個人または団体。

（社会・文化・学術活動の分野）

- ・文化活動においては、全国レベルのコンクール等での入賞等の成績を基準とする。
- ・学術活動においては、著名な学術誌に論文を筆頭者で発表した個人。
- ・社会・文化・学術の活動においては、功績がマスコミ（TV・新聞等）に広く取り上げられた個人または団体。

2. 優秀奨励賞 3万円

（スポーツの分野）

- ・地区大会に出場、入賞など。
- ・地域レベルでの活躍、入賞等の成績を基準とする。

（社会・文化・学術活動の分野）

- ・文化活動においては、地区大会、コンクール等での入賞等の成績を基準とする。
- ・学術活動においては、著名な学術誌に論文を発表した個人。

〔推薦〕 候補者の推薦（自薦を含む。）は、毎年期日までに社会・文化・学術・芸術・スポーツ等の分野で活躍のあった個人について、活躍の内容をまとめた推薦書を同窓会会長宛てに提出する。ただし、叙勲および功労賞等の受賞者は対象から除くものとする。なお、推薦者から提出された推薦用紙及び資料等は返却しない。

〔選考〕 会員から推薦のあった個人について、同窓会常務理事会で選考し会長が決定する。授与人数は、予算の範囲内で行うものとする。

〔奨励金〕 奨励金の資金は、佛教大学同窓会会費の一部をもってこれに充てる。

〔附則〕 この取扱要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この取扱要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

令和9年度の候補者の募集・表彰について

- 〔対象期間〕 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの活動とする。
- 〔募集期日〕 **令和9年4月30日（必着）**までに上記の対象期間内の活躍内容をまとめた推薦書を提出することとする。
- 〔選考〕 佛教大学同窓会常務理事会（令和8年5～6月中開催予定）にて選考し、会長が決定する。
- 〔表彰式〕 令和9年10月23日の佛教大学創立記念式典において、会長より授与する。
- 〔提出先〕 佛教大学総務部校友課
送付先 〒603-8301 京都市北区紫野北花ノ坊町96